

令和5年度事業報告書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

1. 事業の成果

(1) 検討委員会を11回(メールによるものを含む)開催し、申入れ活動を行いました。その結果、3事業者から消費者の権利を尊重する契約書等の改正がなされました。そのほか現在2件は申入れ継続中である。

①事業者への申入れ

・令和5年度、申入れの成果として改善がなされた事例 3件

業種	概要
株式会社ファーマフーズ	令和4年8月3日付けで他の商品チラシを見て電話した消費者に対し別の高額なサブプリメントを勧誘することは、特商法第2条3項、特商法施行令第2条第1項により電話勧誘販売の規制を受けるにもかかわらず法定書面に消費者が電話をかけた場合はクリーニングオフ制度の適用を除外しており、特商法第21条2項に該当するとしてその改定を申し入れた。8月29日に購入の7割はチラシ商品でありサブプリメントは3割ということから真の目的が別にあるケースには当たらず、特商法は適用されないとの回答があった。それに対して10月26日付けでチラシ商品の価格に対しサブプリメントは高額であり販売実績で判断するのは妥当でなく、本件の場合には電話勧誘販売であるとして再度申入れを行った。11月22日付けで回答があり、販売実績、また商品が関連したものとして不意打ち性の低さを主張したが、クレームが多いのも確かであるということからオペレーター対する周知徹底や解約に対しては原則受けるといった対応をするとの回答があった。その後も検討を続けていたが、現在この商品のチラシ自体が発行されておらず、回答通り解約にも応じ、苦情も少なくなっていることから令和6年3月27日付で申入れ終了通知を送付した。
香川丸亀国際ハーフマラソン大会組織委員会事務局	令和5年4月7日付で「過剰入金・重複入金の返金はしません」という大会規約の条項が消費者契約法10条前段及び後段に該当するとして削除を申入れた。その後同年9月6日付FAXで修正された大会規約が届き、申入れに沿った改定がなされていたため同年10月13日付で申入れ終了通知を送付した。
高知龍馬マラソン実行委員会事務局	令和5年4月7日付で「申込後の返金には応じておりませんのでご了承ください。」という大会規約の条項が消費者契約法10条前段及び後段に該当するとして削除を申入れた。その後同年7月28日付で見直された大会規約が届き、申入れを反映した改定がなされたため同年10月13日付で申入れ終了通知を送付した。

・申入れ・照会中の事例 4 件

業種	概要
写真サービス事業者	令和5年2月8日付けでサービス利用基本規約について一切責任を負わない・いかなる保証も行わない・全ての費用はユーザーの負担とする等の全部免除の条項等が消費者契約法第8条1項1号3号・消費者契約法10条に該当し無効であるとしてその改定を申し入れた。その後同年3月23日に申入れに沿って改定するが役員会等時間がかかるので少し待ってほしい旨の電話があった。その後同年8月1日付で改定された規約が届いた。その後改定された規約を検討したところ一部は改善がなされたものの依然として消費者契約法により無効である条項が残っているとして同年12月18日付で再申入れを送付した。
賃貸不動産業者	令和5年7月12日付で賃貸借契約の原状回復についての書面でクリーニング代・畳・襖等の取り換えを賃借人が負担する特約になっているが、その合理的理由や賃借人に対する説明状況について照会書を送付した。その後同年8月21日付でこの特約については国交省のガイドラインを満たしていると判断しあくまでも強制ではなくお願いするという運用を行っており、また商慣習により地域にごとに違った取り扱いがあるがすべての賃借人に重要事項説明時に読み上げて説明している旨の回答があった。現在その状況を確認の上、今後の対応を検討中である。
賃貸不動産業者	令和5年7月12日付で賃貸借契約の原状回復についての書面で畳・襖・障子等の取り換え・指定業者による室内清掃・指定業者によるエアコンクリーニングを賃借人が負担する特約になっているが、その合理的理由や賃借人に対する説明状況について照会書を送付した。その後同年9月19日に業者の法務課長が来書しこの問題について協議を行った。(本社から法務部長と顧問弁護士がオンラインで参加) 協議の中で進展はなかったが、今後の業者の対応を見て、提訴も含め検討中である。
学習塾	令和5年12月18日付で契約書が交付されていないことやクーリングオフの適用対象でない旨の見解等について、その法令上の根拠について照会書を送付した。その後令和6年2月7日付で契約書は作成していない、クーリングオフは既卒者コースであり特商法の摘要はない等の回答があった。回答には疑義が多くあるため、再度照会を行う。

(2) 消費者被害情報収集及び消費生活に関する情報提供・啓発事業

- ①電話相談（月～土曜）は9件、ホームページからの相談5件の計14件の相談があった。
- ②愛媛県から県内各市町の消費者安全確保地域協議会の構成メンバーに対する研修会の実施を受託し、11月～2月にかけて4市町で開催した。
- ③1月から2月にかけて県内東中南予の3地方局主催の消費者フォーラムにおいて、それぞれ担当の弁護士・司法書士が講演を行った。

(3) 消費者団体および関係諸機関とのネットワーク事業

適格消費者団体連絡協議会は9月及び3月の2回神奈川県相模原市の国民生活センター研修施設で開催され、9月は4名（現地2名・WEB2名）3月は司会担当のため5名（現地4名・WEB1名）

が参加した。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

1) 消費者教育・啓発・支援事業（定款第5条(2)）

①公開講座

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
5. 4. 23	愛媛県男女共同参画センター	1	12+4（オンライン）	0

②消費者啓発出前講座

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
5. 11. 14	大洲市役所 会議室	3	21	334
5. 12. 5	久万高原町美川支所 大会議室	2	78	
5. 12. 5	宇和島市総合福祉センター ホール	3	20	
6. 2. 13	松山市役所 大会議室	3	84	

2) 広報・出版・情報収集事業（定款第5条(4)）

・会報の発行及びホームページ更新

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
5. 6	事務所(ホームページ更新)	3	多数	

3) 差止請求関連業務（定款第5条(5)）

①検討委員会

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
5. 4. 3	ZOOMによるWeb会議	11	多数	6
5. 6. 20	ZOOMによるWeb会議	12	多数	
5. 7. 10	ZOOMによるWeb会議	12	多数	
5. 8. 28	ZOOMによるWeb会議	11	多数	
5. 10. 12	ZOOMによるWeb会議	11	多数	
5. 12. 11	ZOOMによるWeb会議	11	多数	
6. 2. 19	ZOOMによるWeb会議	11	多数	
6. 3. 25	ZOOMによるWeb会議	9	多数	

②消費者被害情報収集事業

・電話相談の実施

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
5. 4. 1～ 6. 3. 31	事務所	3	多数	397

③消費者被害情報提供事業

・HPによる情報提供

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
5. 4. 1～ 6. 3. 31	事務所	3	多数	330

4) その他この法人の目的達成に必要な事業(定款5条(6))

①消費者団体等とのネットワーク事業

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
5. 9. 2～	適格消費者団体連絡協議会	4	多数	41
5. 9. 3	国民生活センター研修施設(相模原)	(2)		
6. 3. 2～	適格消費者団体連絡協議会	5	多数	
6. 3. 3	国民生活センター研修施設(相模原)	(4)		

※開催はすべて国民生活センター研修施設とZoomのハイブリッド開催。

第2号議案

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット

令和5年度 活動計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	327,000		
団体正会員会費	360,000		
賛助会員受取会費	20,000		
団体賛助会員会費	60,000	767,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	137,809	137,809	
3. 受取助成金等			
愛媛県市町村協議会支援事業受託金	333,921	333,921	
4. その他収益			
調査謝金	50,000		
受取利息	29	50,029	
経常収益計			1,288,759
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費	44,100		
人件費計	44,100		
(2) その他経費			
諸謝金	98,500		
業務委託費	56,100		
地代家賃	216,000		
旅費交通費	81,131		
通信運搬費	18,210		
消耗品費	94,600		
印刷製本費	57,170		

会議費	0		
その他	3,000		
その他経費計	624,711		
事業費計		668,811	
2. 管理費			
(1) 人件費			
事務局給与	95,380		
人件費計	95,380		
(2) その他経費			
地代家賃	57,000		
光熱費	24,667		
通信運搬費	63,951		
消耗品費	109,814		
印刷製本費	43,317		
会議費	3,190		
雑費	600		
その他	7,070		
その他経費計	309,609		
管理費計		404,989	
経常費用計			1,073,800
当期正味財産増減額			214,959
前期繰越正味財産額			3,448,745
次期繰越正味財産額			3,663,704

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット

令和5年度 財産目録

令和6年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金(手許現金)	0		
普通預金			
伊予銀行	574,683		
ゆうちょ銀行	3,053,019		
愛媛銀行	2		
四国労働金庫	0		
流動資産合計		3,627,704	
2. 固定資産			
敷金	36,000		
固定資産合計		36,000	
資産合計			3,663,704
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			3,663,704

監査報告書

特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之 殿

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)決算における会計帳簿・領収書及び関係書類を監査の結果、適正であることを認めます。

令和6年 4月 13日

特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

監事

谷 平 勇 章

第2号議案

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット

令和5年度 貸借対照表

令和6年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,627,704		
未収金	0		
流動資産合計		3,627,704	
2. 固定資産			
敷金	36,000		
固定資産合計		36,000	
資産合計			3,663,704
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		3,448,745	
当期正味財産増減額		214,959	
正味財産合計			3,663,704
負債及び正味財産合計			3,663,704

令和6年度事業計画書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 事業の方針

適格消費者団体の認可更新を果たし、不当な約款や勧誘行為等を是正する事業を進め、消費者問題に関する情報収集・提供、消費者教育の活動を行い、消費者被害の未然防止に取り組みます。

- (1) 各種消費者トラブルを検討委員会において調査・分析し申入れ活動を行い、不当な約款や不当な勧誘行為等の改善を目指します。
- (2) 前号の事業を遂行するため、法律専門家及び消費生活相談員による消費者被害相談等により情報収集を行います。
- (3) 消費者と事業者の信頼関係構築のため、事業者向けの法律相談を行います。
- (4) 行政機関との連携のもと啓発講座を行い消費者被害の未然防止に取り組みます。
- (5) 適格消費者団体連絡協議会等に参加し、他団体及び関係諸機関との連携を図ります。
- (6) ホームページや会報等により、消費者被害に関する情報提供を行います。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	対象者の範囲・人数	支出額(千円)
1消費者に対する教育・啓発及び支援(5条2項)	・啓発講座の実施	随時	未定	8人	多数	500
2消費者政策に関する提言(5条3項)	・パブリックコメント 他	随時	事務所		多数	0
3各種消費者問題に関する広報・出版・情報収集提供事業(5条4項)	・HP運営 (広報掲載含む)	随時	事務所	3人	多数	40
4差止請求関係事業(5条5項)	・検討委員会の開催	4月～3月	未定	14人	被害者	447
	・差止め請求権を行使する事業	4月～3月	事務所	14人	被害者	
	・情報収集	4月～3月	事務所	2人	相談者	
	・情報提供	随時	事務所	2人	担当者	
5その他事業(5条6項)	・適格消費者団体連絡協議会	9月・3月	ハイブリッド開催 現地に派遣	4人	理事・検討委員	0

合計 987

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット

令和6年度 活動予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	660,000		
賛助会員受取会費	60,000	720,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
愛媛県事業受託金	500,000	500,000	
4. その他収益			
経常収益計			1,320,000
II 経常費用			
1. 事業費			
①消費者に対する教育・啓発及び支援事業			
・消費者教育研究事業	500,000	500,000	
②消費者問題に関する広報・出版・情報収集提供事業			
・HP運営事業	40,000	40,000	
③差止請求関連業務			
・検討委員会	25,000		
・差止訴訟	160,000		
・情報収集(相談業務など)	229,000		
・HPによる情報提供	33,000	447,000	
		0	
事業費計		987,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
事務局給与	98,000		
人件費計		98,000	
(2)その他経費			
地代家賃	57,000		
光熱費	30,000		
通信運搬費	74,000		
消耗品費	5,000		
会議費	5,000		
印刷製本費	35,000		
雑費	5,000		
その他経費計		211,000	
管理費計		309,000	
経常費用計			1,296,000
当期正味財産増減額			24,000
前期繰越正味財産額			3,663,704
次期繰越正味財産額			3,687,704

役 員 選 任

令和6年度、新役員について選任いたしたくお諮りします。

役名	氏 名	住 所 又 は 居 所	選任理由
理事	福嶋 早苗	愛媛県松山市姫原3-2-28-2	重任
理事	遠山 利恵子	愛媛県宇和島市寄松甲244-4	重任
理事	野垣 康之	愛媛県松山市一番町4-1-16 ANNBILL 3階 野垣法律事務所	重任
理事	池田 誠治	愛媛県西条市丹原町池田1718-8 池田司法書士事務所	重任
理事	泉 日出男	愛媛県松山市高砂町3-2-20-705	重任
理事	沖 昌司	愛媛県伊予市下吾川599	重任
理事	河内 理	愛媛県松山市愛媛県松山市溝辺町1023番地7	重任
理事	田中 健己	愛媛県松山市南梅本町965-4	重任
理事	本銅 貴重	愛媛県松山市小栗6-9-30	重任
監事	谷平 勇	愛媛県松山市水泥町929-7	重任